

第 40 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議議事概要

| | | |
|----------------------|--|--|
| 開催日 | 平成 30 年 6 月 5 日（火） | |
| 場所 | 独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室 | |
| 出席委員氏名 | 委員長 鈴木 幸弘（独立行政法人国民生活センター監事） 委員 有川 博（日本大学総合科学研究所教授） 委員 山内 容（弁護士） 委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士） 委員 岩田 三代（独立行政法人国民生活センター監事） | |
| 抽出案件 | 7 件 | （備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について報告した。 ・岩田委員から、第 4 四半期の契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募かつ落札率 90%超となった契約、一者応札・一者応募の契約及び落札率 90%超となった契約について審議対象とした旨報告した。 |
| （内訳） | | |
| 一般競争入札 | 5 件 | |
| 公募 | 2 件 | |
| 随意契約 | 0 件 | |
| | 意見・質問 | 回答 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 平成 29 年度第 4 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり | 平成 29 年度第 4 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

(別紙)

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|--|
| <p>【事案1】経由相談ホットラインに関わる全国一律課金高度電話サービス及び電話交換クラウドサービス等（公募）</p> <ul style="list-style-type: none">・このようなサービスは今後、高度に変化していくことが予想される。調達を検討する際には、透明性が確保される仕様の作成に努め、調達方法についても競争性が発揮されるよう検討してほしい。 | <ul style="list-style-type: none">・ご意見を踏まえ、検討することとしたい。 |
| <p>【事案2】独立行政法人国民生活センター事務用椅子の購入一式</p> <ul style="list-style-type: none">・一者応札の経緯如何。・仕様の緩和も可能な商品群ではないか。 | <ul style="list-style-type: none">・事前提出資料により応札物品の規格などを確認したところ、仕様を満たした者が結果として一者であった。・本調達については、必要最低限の仕様としているが、今後のご意見を踏まえ、さらに検討することとしたい。 |
| <p>【事案3】業務支援システムの刷新に係る調査・分析業務（公募）</p> <ul style="list-style-type: none">・今後のシステム更新（刷新）の調達において、本業務の受託事業者が有利になることはないか。 | <ul style="list-style-type: none">・本件は、システム刷新の際に公開する素材作りのための調査・分析であり、受託事業者が有利になることはない。ついては、システム更新の調達では、競争性が発揮されるものと期待している。 |
| <p>【事案4】家具・家電及び給湯器貯湯タンクの地震による転倒試験業務（公募）</p> <ul style="list-style-type: none">・第4四半期に実施した理由如何。・公募とした理由如何。 | <ul style="list-style-type: none">・公表の時期と試験までに要するプロセスを勘案した結果である。・事前に複数の機関にヒアリングを実施したところ、入札には参加しないとした機関もあり、仕様に定める時期に施設が利用可能で、仕様を満たす試験が実施可能な機関が一者に限られたため。 |
| <p>【事案5】独立行政法人国民生活センター宿泊室寝具購入一式</p> <ul style="list-style-type: none">・仕様にある防災ラベルを要件とした理由如何。 | <ul style="list-style-type: none">・宿泊施設で利用する寝具であり、安全性確保のために基準を満たしている物を指定した。 |
| <p>【事案6】平成29～31事業年度会計監査人監</p> | |

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターではこれまで会計監査人による監査は実施していなかったのか。 ・候補者の決定方法如何。 | <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法の規定により、資本金の規模等が政令で定める額に満たないため、会計監査人による監査が必須ではなかったことから実施していなかったが、平成 29 年度の独立行政法人国民生活センター法の改正により、長期借入金が可能となり、会計監査人監査が必要になった。 ・外部委員を含めた評価委員会を設置し、総合評価落札方式により候補者を決定した。 |
| <p>【事案 7】相模原事務所講堂のプロジェクト等設置作業及び保守一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考見積を徴取した事業者の選定基準如何。 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様を満たす機器の取り扱いの有無を事業者にヒアリングし見積を徴取した。 |